



第七條第一項中「同居ノ訴」を「其取消ノ訴」に改め、同條第二項但書を次のように改める。

但訴ノ原因タル事實ニ因リテ生シタル損害賠償ノ請求及ヒ婚姻事件ニ附帶シテ爲ス縁組ノ取消、離婚又ハ其取消ノ請求ハ此限ニ在ラス

第九條第一項中「又ハ離婚」を「離婚又ハ其取消」に改める。

第十二條第二項中「受命判事」を「受命裁判官」に「受託判事」を「受託裁判官」に改める。

第十五條 夫婦ノ一方カ提起スル婚姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テハ裁判所ハ申立ニ依リ子ノ監護ヲ爲スヘキ者其他子ノ監護ニ付キ必要ナル事項ヲ定メ又ハ當事者ノ一方ヲシテ他ノ一方ニ對シ財産ノ分與ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ當事者ニ對シ子ノ引渡、金錢ノ支拂、物ノ引渡其他ノ給付ヲ命スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁判ハ判決主文ニ掲ケテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ家事審判所カ子ノ監護ヲ爲スヘキ者ヲ變更シ其他子ノ監護ニ付キ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ妨ケス

前二項ノ規定ハ婚姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テ裁判所カ父母ノ一方ヲ親權者ト定ムル場合ニ之ヲ準用ス

第十六條中「扶養若クハ同居ノ義務」を削る。

第十八條第一項中「又ハ離婚」ヲ「離婚又ハ其取消」に、同條第二項中「民法第七百六十六條」を「民

法第七百三十二條に改める。

第二十四條中「又ハ離婚」を「離婚又ハ其取消」に改める。

第二十五條 第四條ノ規定ハ離婚ノ訴ニ之ヲ準用ス

「第二章及親子關係事件、相續人廢除事件及ヒ隱居事件ニ關スル手續」を「第二章 親子關係事件ニ關スル手續」に改める。

第二十六條中「及ヒ第五條」を「第五條乃至第十四條及ヒ第十六條」に改める。

第二十七條中「民法第八百二十一條」を「民法第七百七十三條」に改める。

第二十八條中「其後見人ハ親族會ノ同意ヲ得テ」を「其後見監督人ハ」に改め、同條に次の一項を加える。

第四條第二項ノ規定ハ子ノ否認ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二十九條第一項中「民法第八百二十五條を民法第七百七十七條」に改める。

第三十一條乃至第三十六條を削り、第三十七條を第三十一條とする。

第三十八條を削る。

第三十九條第三項乃至第五項を次のように改める。

第七條第一項、第八條及ヒ第九條ノ規定ハ子ノ認知ノ無効ノ訴及ヒ其取消ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二條第三項乃至第五項ノ規定ハ第三十條第二項及ヒ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條を第三十二條とする。

「第三章 禁治產及ヒ準禁治產ニ關スル手續」、「第四章 失蹤ニ

關スル手續」、「附則」及び第四十條乃至第八十三條を削る。

第七條 新民法附則によつて舊民法を適用すべき場合については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手續法の規定による。

第八條 この法律施行の際現に裁判所に係屬している夫婦の同居を目的とする訴、扶養の訴、親權又は財産管理權の喪失を目的とする訴及びその失權の取消を目的とする訴については、この法律施行後も、なお従前の人事訴訟手續法の規定による。

前項の規定による判決が確定したときは、その判決は、これを家事審判所の審判とみなす。

第九條 この法律施行前に確定した親權又は財産管理權の喪失を宣告する判決は、その取消に關しては、これを家事審判所の審判とみなす。

第十條 この法律施行前に裁判所がした扶養又は同居の義務に關する假處分については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手續法の規定による。

第十一條 この法律施行の際現に裁判所に係屬している離婚の訴で従前の人事訴訟手續法第二十五條第二項の規定によつて養子の實方の直系尊屬が提起したものについては、この法律施行後も、なお、同項の規定の適用を妨げない。

第十二條 第七條の場合を除いて、この法律施行の際現に裁判所に係屬している推定相続人の廢除又はその取消を目的とする訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手續法の規定による。

第十三條 隱居無効を目的とする訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手續法の規定による。

第十四條 この法律施行の際現に裁判所に係屬して禁治產の申立事件は、この法律施行の日、その裁判所の所在地を管轄する家事審判所に係屬したものとみなす。

前項の事件においてこの法律施行前に従前の人事訴訟手續法によつてした裁判所その他の者の行爲は、家事審判法の適用について、これを同法によつてした行爲とみなす。

第十五條 禁治產の申立を却下する決定に對する即時抗告事件は、この法律施行の際現に裁判所に係屬しているものに限り、これを家事審判所の審判に對する即時抗告事件とみなす。

前條第二項の規定は、前項の即時抗告事件にこれを準用する。

第十六條 この法律施行前にした禁治產の宣告に對する不服の訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手續法の規定による。

從前の人事訴訟手續法の規定による。この場合には、第八條第二項の規定を準用する。

第十七條 第九條の規定は、この法律施行前にした禁治產の宣告に、第十四條の規定は、この法律施行の際現に裁判所に係屬している禁治產の宣告の取消の申立事件に、第十五條の規定は、禁治產の宣告の取消の決定に對する即時抗告事件に、前條の規定は、この法律施

行前にした禁治產の宣告の取消の申立を却下する決定に對する不服の訴にこれを準用する。

第十八條 第十四條乃至前條の規定は、準禁治產の宣告、その取消その他の準禁治產に關する事件にこれを準用する。

第十九條 第九條及び第十四條乃至第十六條の規定は、失蹤の宣告その他の失蹤に關する事件にこれを準用する。

第二十條 この法律施行の際現に裁判所に係屬している失蹤の宣告の取消の訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手續法の規定による。この場合には、第八條第二項の規定を準用する。

第四章 非訟事件手續法に關する規定

第二十一條 非訟事件手續法の一部を次のように改正する。

目錄中「第二章 財産ノ管理ニ關スル事件」を「第二章 削除」に、

「第六章 離婚、隱居、廢家、子ノ相續ノ承認及ヒ拋棄ニ關スル事件」を「第七章 遺言ノ確認及ヒ執行ニ關スル事件」に改める。

「第八章 家督相續人及ヒ親族會ニ關スル事件」を「第六章乃至第八章 削除」に、「第三節 未成年者、妻及ヒ法定代理人ノ登記」を「第三節 未成年者及ヒ後見人ノ登記」に改める。

第二條第三項中「司法大臣」を「最高裁判所」に改める。

第四條第一項中「裁判所構成法第十條第一ニ掲ケタル場合ノ外」を削る。

第十七條第二項中「判事」を「裁判官」に改める。

第三十四條及び第三十五條中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二編中「第二章 財産ノ管理ニ關スル事件」を「第二章 削除」に改める。

第三十八條乃至第七十一條 削除

第七十一條ノ二中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第七十一條ノ四に次の一項を加える。

信託管理人又ハ信託財産ノ管理人ハ其任務ヲ辭セントスルトキハ裁判所ニ其旨ヲ届出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ更ニ管理人ヲ選任スヘシ

第七十一條ノ五 裁判所ハ信託管理人又ハ信託財産ノ管理人ヲ選任シ又ハ改任スヘキ場合ニ於テハ利害關係人ノ意見ヲ聽クコトヲ得

信託管理人又ハ信託財産ノ管理人ノ選任又ハ改任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七十一條ノ六を第七十一條ノ七とする。

第七十一條ノ六 民法第六百四十四條、第六百四十六條、第六百四十七條及ヒ第六百五十條ノ規定ハ裁判所ニ選任シタル信託管理人又ハ信託財産ノ管理人ニ之ヲ準用ス

第七十三條、第八十條第一項及ヒ第八十一條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第八十二條中「第四十條、第四十條ノ二、」を「第七十一條ノ四、第七十一條ノ五第二項並ニ」に改める。

第八十四條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第八十五條乃至第八十七條 削除

第二編中「第六章 離婚、隱居、廢家、子ノ懲戒、家督相続人及ヒ親族會ニ關スル事件」、「第七章 相続ノ承認及ヒ拋棄ニ關スル事件」、「第八章 遺言ノ確認及ヒ執行」及び第八十九條ノ二を削る。

第九十條乃至第九十六條 削除

第二編中「第九章 法人及ヒ夫婦財産契約ノ登記」を「第六章乃至第八

章 削除

と夫婦財産契約ノ登記」に改める。

第七十七條中「區裁判所」を「司法事務局」に改める。

第九十八條 夫婦財産契約ノ登記ニ付テハ夫婦ト爲ルヘキ者カ夫ノ氏ヲ稱スルトキハ夫ト爲ルヘキ者、妻ノ氏ヲ稱スルトキハ妻ト爲ルヘキ者ノ住所所地ノ司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第二百二十三條第二項中「ヲ許可シタル判決」を「關スル審判」に改める。

第二百二十六條第五項中「區裁判所」を「地方裁判所」に改める。

第二百三十五條を「第二百三十四條ノ二、第二百三十五條ノ二を第二百三十四條ノ三、第二百三十五條ノ三を第二百三十五條とする。

第二百三十五條ノ四第一項中「第三十九條乃至第四十條ノ二、第四十一條第一項第三項、第四十二條、第六十一條、第六十二條」を「第七十一條ノ四、第七十一條ノ五」に、同條

第二項中「第四十三條」を「第七十一條ノ六」に改め、同條を第二百三十五條ノ二とする。

第二百三十五條ノ三 裁判所ハ其選任

シタル管理人ハ財産ノ狀況ヲ報告シ且管理ノ計算ヲ爲スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得此裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

利害關係人ハ前項ノ報告及ヒ計算ニ關スル書類ノ閱覽ヲ申請シ又ハ手数料ヲ納付シテ其謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

檢察官ハ前項ノ書類ヲ閱覽スルコトヲ得

第二百三十五條ノ四 裁判所カ商法第五十八條第三項ノ規定ニ依リ職權ヲ以テ裁判ヲ爲シ又ハ申請ニ相當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ裁判前ノ手續及ヒ裁判ノ告知ノ費用ハ會社ノ負擔トス裁判所ノ命シタル處分ニ付キ必要ナル費用亦同シ

裁判所カ抗告人ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ抗告手續ノ費用及ヒ抗告人ノ負擔ニ歸シタル前審ノ費用ハ會社ノ負擔トス

第二百三十五條ノ四十一第二項及ヒ第二百三十五條ノ五十三第三項中「第四十條」を「第七十一條ノ四」に、「第四十條ノ二」を「第七十一條ノ五第二項」に改める。

第二百三十六條第二項中「株式會社」を「合名會社、合資會社、株式會社」に改め、同條第一項を削る。

第二百三十九條中「區裁判所」を「司法事務局」に改める。

第四百四十條中第三號を削り、「決定代理人登記簿」を「後見人登記簿」に改め、第四號を第三號とし、以下順次繰り上げる。

第四百四十五條第一項及ヒ第四百四十六條中「區裁判所」を「司法事務局」に改める。

改める。

第五百五十一條ノ六第二項中「地方裁判所長」を「司法大臣」に改める。

第三編第五章中「第三節 未成年者、妻及ヒ法定代理人ノ登記」を「第三節 未成年者及ヒ後見人ノ登記」に改める。

第六百六十六條第二項を次のように改める。

後見人カ同意ヲ爲シタル場合ニ於テ後見監督人ナキトキハ其旨、後見監督人アルトキハ其同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ併セテ添附スルコトヲ要ス

第六百六十七條 削除

第六百七十條 削除

第六百七十一條 後見人カ被後見人ノ爲メニ商法第四條ノ營業ヲ爲ス場合ニ於テ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ後見人タル資格ヲ記載スルコトヲ要ス

第六百六十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六百七十九條第三項第二號中「又ハ妻」を削る。

第二百二十二條 新民法附則によつて舊民法を適用すべき場合についてハ、この法律施行後、なお、從前ノ非訟事件手續法ノ規定による。

第二百二十三條 前條の場合を除いて、この法律施行の際現に第一審として地方裁判所に係屬している非訟事件で家事審判所の管轄に屬するものは、この法律施行の日、その裁判所ノ所在地を管轄する家事審判所に係屬したものとみなす。

前項の事件においてこの法律施行前に從前ノ非訟事件手續法によ

つてした裁判所その他の者の行爲は、家事審判法の適用についてハ、これを同法によつてした行爲とみなす。

第二百二十四條 第二百二十二條の場合を除いて、この法律施行の際現に抗告裁判所に係屬している非訟事件で家事審判所の管轄に屬するものについては、この法律施行後、なお、從前ノ非訟事件手續法の規定による。

抗告裁判所は、前項の事件において原決定を取り消して差し戻す場合には、管轄家事審判所に差し戻さなければならぬ。この場合

には、前條第二項の規定を準用する。

第一項の規定による裁判が確定したときは、その裁判は、これを家事審判所の審判とみなす。

第二百五條 この法律施行の際現に抗告裁判所に係屬している親族會の決議に代わるべき裁判に對する抗告事件については、この法律施行後、なお、從前ノ非訟事件手續法の規定による。

第五章 雜則

第二百六條 この法律に特別の定めのある場合を除いて、この法律施行の際現に裁判所に係屬している訴訟で家事審判所の管轄に屬する事件に係るものについては、この法律施行後、なお、民事訴訟法の規定による。

第八條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、新民法附則によつて舊民法を適用すべき場合については、この限りでない。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

○佐藤(蔵)政府委員 だいたいま上程されました訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案について、提案理由を申し上げます。

民事、刑事の訴訟費用及び執行吏手数料等は、御承知通り、それ、民事訴訟費用法、刑事訴訟費用法及び執行吏手数料規則の三法律に規定されているのでありますが、戦時中の諸物價の高騰に應じて、訴訟費用等臨時措置法が制定され、さらに昨年九月右措置法の改正により、終戦後の經濟情勢に應ずるため、訴訟費用や執行吏手数料等を臨時的に増額する途が開かれ、同時に右手手数料等の額も相當程度の増額をみたのであります。しかるにその後一年間の經濟情勢の變遷は、まことに

なほは、例を總理廳統計局發表の東京における消費者物價指數表によつてみましても、本年九月の物價は、昨年右手手数料を増額いたしました當時の物價に比して約三倍の高騰を示し、現行手数料等の額は、まったく實情に副わぬものとなりました。このため民事、刑事の訴訟關係者は非常に重い負擔を強いられるに至り、また執行吏は、現在の収入をもつては、その生計を維持することがきわめて困難な状態にありまして、延いては、民事、刑事の訴訟や、強制執行制度の圓滑な運行にも支障を來すおそれがある状態に立至つたのであります。よつて政府はこの際、さらに暫定的に右手手数料等の額を増額して、現状を打開するために、この法律案を提出いたしました次第であり

ます。

以下改正の要點を申し上げますと、第一は、民事、刑事の訴訟費用及び執行吏の手数料等を現狀に即するように増額した點でありまして、今回の改正の眼目とするところであります。増額の程度は、大體物價指數により、現行の二倍半ないし三倍程度にいたしました

たが、旅費、宿泊料等右の標準によつては實情に副得ないものについて、例外を設けてあります。第二條ないし第四條の改正規定がすなわちそれでありす。

第二は執行吏の差押及び競賣手数料の計算方法を改めた點であります。この手数料は、債權額または競賣金額の多寡に應じて定まるものでありまして、現行法のもとでは、手数料計算の標準となる債權額または競賣金額を一萬圓以下六段階に分けてありますが、現在ではこのわけ方はすでにこまかきすぎ、かつ一萬圓を越える場合に適當な段階が設けてないため、手数料の算定に適正を缺く憾みがありますので、今回の改正により五萬圓以下を六段階にわけ、各段階ごとに適當な手数料額を規定することにいたしました。第四條第二項及び第三項の改正規定がそれでありす。

第三は、新憲法及び裁判所法の施行に伴う條文の整理をした點であります。裁判所法の施行に伴い、執達吏は執行吏と變更されましたので、この點の整理をいたすことにいたしました。また執行吏が一年間に收入した手数料が一定の額に満たないときは、國庫からその不足額を支給することになつておりまして、この一定額は勅令で定めることになつておりますが、新憲法の

施行に伴い、勅令を政令と改めることにいたしました。第一條及び第五條の改正規定がそれでありす。なお、第四條の改正規定も、若干條文の整理をいたしております。

以上がこの法律案提案の理由であります。

次に家事審判法施行法案について、提案理由を申し上げます。

民法の改正に伴いまして、家庭事件を適切に處理いたしますために、さきに家事審判法案を提出いたし、すでに御審議を経て成立いたしましたのでありますが、この家事審判法の施行等に伴いまして、現行人事調停法を廢止し、現行人事訴訟手續法及び非訟事件手續法を改正する等の必要がありすので、ここに本法案を提出いたしました次第であります。

次に、本法案の概要を御説明いたします。第一は、人事調停法の廢止であります。現行人事調停法によつて處理いたしております調停事件は、すべて家事審判所において取扱ふこととなりましたので、人事調停法を廢止いたしました。

第二は、人事訴訟・續法の改正であります。現行人事訴訟手續法によつて處理いたしております事件のうち、夫婦の同居に關する事件、親權及び財産管理權の喪失の宣告に關する事件、禁治產及び準禁治產の宣告に關する事件、失踪宣告に關する事件等は、家事審判所において取扱ふことになりました。たし、推定家督相続人の廢除に關する事件、隱居の無効及び取消事件等は、改正民法の施行によつてなくなりすので、これらの事件に關する規定を削除いたしました。また改正民法は、協

議離婚及び協議離婚の取消等について新たに規定を設けておりますので、これに伴い所要の改正を加えました。

第三は、非訟事件手續法の改正であります。現行非訟事件手續法によつて處理いたしております不在者等の財産管理に關する事件、子の懲戒に關する事件、相続の承認及び放棄に關する事件、遺言の確證及び執行に關する事件等は、家事審判所において取扱ふこととなりました。離婚、隱居、廢家等の許可事件、親族會に關する事件等は、改正民法の施行によつてなくなりすので、これらの事件に關する規定を削除いたしました。また改正民法は、妻の能力の制限等を撤廢し、繼親子關係、嫡母庶子關係等を廢止いたしておりますので、これに伴い所要の改正を加えました。

第四は、以上の人事調停法の廢止、人事訴訟手續法及び非訟事件手續法の改正等に伴いまして、必要な経過規定を設けました。

ただいま申し上げましたのが、本法案の概要であります。以上二法案につきまして何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願いいたします。

○松永委員長 右兩案については、本日は説明に止めます。

本日はこれにて散會いたします。明日は午後二時より開會いたします。

午後零時散會